

公安委員会 説明資料No. 1	地方公務員の退職管理の適正化等 に係る措置について	平成24年11月8日 人事総務課
--------------------	------------------------------	---------------------

### 1 地方公務員法等の一部を改正する法律案（別添1参照）

平成19年の通常国会に提出され、その後廃案となった「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案」と同様の措置（(1)・(2)）を講ずるとともに、新たに(3)の措置を盛り込んだもの。

#### (1) 退職管理の適正化

- ・ 再就職あっせんの規制、現職職員による求職活動の規制（各地方公共団体において、退職管理の適正化に係る国家公務員法の趣旨や地方公共団体の実情を踏まえ措置）
- ・ 退職職員による現職職員への働きかけに対する規制 等

#### (2) 能力・実績主義に基づく人事管理

- ・ 能力本位の任用制度の確立
- ・ 能力・実績に応じた人事評価制度の構築 等

#### (3) 自律的労使関係制度

協約締結権の付与に伴う人事委員会勧告制度の廃止 等

※ 人事委員会勧告制度の廃止に伴い、団結権を引き続き制限される地方警察職員の勤務条件については、職務の特殊性及び協約締結権を付与される他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定めることとする配慮条項を規定。

（参考）「地方公務員の労働関係に関する法律案」について

自律的労使関係制度を措置するため、非現業地方公務員の労働基本権を拡大し、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力等について規定。地方公務員法等の一部を改正する法律案とセットで議論。

### 2 警察法の一部改正（別添2参照）

特定地方警務官（地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官になった者等）の退職管理の適正化について、特定地方警務官の勤務実態に応じた規制を講じる必要があることから、警察法を一部改正し、地方公務員法の適用の特例を定める（上記の平成19年法律案と同様の規定）。

### 3 今後の予定

平成24年11月中旬に閣議決定した上、上記の法律案を臨時国会に提出予定。

（※ 別添省略）

公安委員会  
説明資料NO. 2

犯罪被害者等給付金の裁定（北海道）に対する  
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成24年11月8日  
給与厚生課

(略)

## 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

### (1) 風営法第2条第1項第4号の政令で定めるダンスの教授に関する講習の実施主体に係る規定の見直し（令第1条）

風営法第2条第1項第4号の「政令で定めるダンスの教授に関する講習」の実施主体について、「社団法人全日本ダンス協会連合会・・・又は財団法人日本ボールルームダンス連盟・・・」から「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められる法人」に改める。

### (2) 風営法第2条第1項第4号の政令で定める者として国家公安委員会に推薦する主体に係る規定の見直し（令第1条の2）

風営法第2条第1項第4号の「政令で定める者」に関し、国家公安委員会に推薦する主体を「社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟」から「(国家公安委員会により) 指定された講習を行う法人」に改める。

(注) 風営法第2条第1項第4号は、「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」を風俗営業として掲げる一方、「客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業」を風俗営業から除外している。

## 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案の概要

1の風営法施行令の改正を受け、ダンスの教授に関する講習の指定の基準等に関する事項について所要の変更を加える。

## 3 意見募集の結果

平成24年9月14日から10月13日までの間、上記1及び2の改正案について意見公募手続を実施したところ、739件の意見が寄せられた。寄せられた意見の概要及びこれに対する警察庁の考え方は、別添のとおりである。

## 4 今後の予定

平成24年11月16日 閣議

平成24年11月21日 公布・施行

### 1 判決要旨

主文～控訴棄却（無罪）

原審記録及び再審公判において取り調べた客観的証拠から認められる被害状況からは、被害女性の膣内残留精液のDNA型及び犯行現場から採取された陰毛のDNA型（被告人とは異なるDNA型）の男が犯人であるとの疑いが強く、被告人を犯人とするには合理的な疑いがあるから、犯罪の証明がないとして無罪を言い渡した一審判決に事実誤認はない。

### 2 事件概要及び裁判等の経過

被告人(当時30歳)は、平成9年3月8日午後11時25分頃から翌9日未明頃の間、東京都渋谷区円山町所在喜寿荘101号室において、被害女性(当時39歳)を殺害して金員を強取しようとして決意し、同女の頸部を圧迫して殺害し、同女所有の現金約4万円を強取したもの。

平成9年3月23日 逮捕（出入国管理及び難民認定法違反）

平成9年5月20日 逮捕（強盗殺人）

平成12年4月14日 第一審 東京地裁：無罪

平成12年12月22日 控訴審 東京高裁：無期懲役

平成15年11月4日 上告審 最高裁：無期懲役確定

平成17年3月24日 再審請求

平成24年6月7日 再審開始決定

平成24年6月16日 再審開始決定で釈放された被告人が帰国

平成24年10月29日 再審第1回公判（結審）

※平成24年11月7日 再審第2回公判（無罪判決）

### 3 再審請求審の経過

犯行現場のトイレで発見されたコンドーム内の精液及び遺体付近で発見された陰毛のDNA型が被告人と一致したこと等を理由に、控訴審において、被告人に無期懲役刑が言い渡され、上告審において刑が確定した。

しかし、新たなDNA型鑑定の結果、被告人とは異なる男性（X）のDNA型が検出されるなど、被告人の後に、男性（X）が被害者と同室において接触した可能性が出てきたため、確定判決の有罪認定には合理的な疑いが残るとして再審開始決定がなされた。

1 東日本大震災における身元確認状況について (平成24年11月5日現在)

収容死体数 15,805体  
 検視等済数 15,805体  
 身元確認済数 15,652体  
 (身元判明率 99.0%、身元未確認数 153体)

2 身元確認の方法等について (平成24年11月5日現在)

(1) 身元確認の主たる方法と確認数

ア 身体特徴、所持品等 13,896体 (88.8%)  
 イ 歯牙形状 1,227体 (7.8%)  
 ウ DNA型検査 159体 (1.0%)  
 エ 指掌紋 370体 (2.4%)

(2) 身元確認のために講じた措置

○ 身元確認には、DNA型検査による親子鑑定も活用。

※ DNA型検査による親子鑑定とは、DNA型検査の結果を基に、親子関係の有無を判定するものであり、身元の特定に際しては、これと身体特徴・歯牙形状等の他の資料や情報を併用し、総合的に検討を行う。

○ 本年5月以降、御遺体の似顔絵105枚を公開し、これを端緒に計21名の身元を確認。

○ 日本赤十字社からの献血時に係る血液検体、(財)岩手県対ガン協会からの集団ガン検診時に係る細胞検体、(公財)岩手県予防医学協会からの集団健康診断時に係る血清検体の提供を受け、計40名の身元を確認。

3 東日本大震災に関する御遺体の取り違えについて (平成24年11月5日現在)

(1) 発生状況

岩手県警察 8件 (8体)、宮城県警察 1件 (1体)  
 福島県警察 4件 (4体) 計 13件

(2) 取り違えの原因

- ・震災初期に発見された御遺体について、顔貌や所持品等を御遺族に確認の上、御遺体の発見場所等を総合的に判断して御遺族に引き渡したもの 11件
- ・DNA型検査結果によって、親子関係の可能性を認めて引き渡したが、より確度の高い候補者が浮上したものの 2件

## 1 事案の概要

平成23年11月、兵庫県尼崎市内の倉庫においてドラム缶にコンクリート詰めにした女性の死体を発見し、その後、被疑者7名を殺人・死体遺棄等で逮捕して捜査を推進していたところ、本年10月30日に岡山県備前市内の海中に投棄されたドラム缶にコンクリート詰めにした男性の死体を発見し、11月7日、被疑者8名を死体遺棄で逮捕したもの。

## 2 尼崎市内倉庫における死体遺棄・殺人等事件

### (1) 被害者

A女(昭和20年生)

※平成23年11月8日、兵庫県尼崎市内の倉庫において発見

### (2) 被疑者

- ・ 平成23年11月26日、 甲 (64歳)ほか4名を死体遺棄で逮捕
- ・ 本年2月8日、 甲 ほか3名を殺人等で逮捕(同月29日、傷害致死等で公判請求)

## 3 岡山県備前市内における死体遺棄事件

### (1) 被害者

B男(昭和33年生)

※本年10月30日、岡山県備前市内の海中から発見

### (2) 被疑者

本年11月7日、 甲 ほか7名を死体遺棄で逮捕

## 4 今後の捜査

3の死体遺棄事件及び被害者の死亡の経緯について捜査を推進するほか、本年10月14日及び15日、一部被疑者の供述に基づき尼崎市内の民家からも死体3体を発見しており、当該事案も含め、一連の事案の全容解明に向けて捜査を推進。

<p>公安委員会 説明資料No. 7</p>	<p>国際刑事警察機構（ICPO） 閣僚会議の開催結果について</p>	<p>平成24年11月8日 国際捜査管理官</p>
<p>1 開催日 平成24年11月5日（月）</p> <p>2 開催場所 イタリア共和国・ローマ市</p> <p>3 出席者 小平国家公安委員会委員長 （105か国の内務大臣等が出席）</p> <p>4 議題 包括的テーマ「現代の暴力犯罪に直面する警察の課題」</p> <p>5 国家公安委員会委員長によるスピーチ 小平委員長が、「都市部における暴力犯罪」とのテーマで、我が国における官民が連携した取組を紹介するとともに、深刻さを増すサイバー犯罪についての国際捜査協力の強化を提唱。</p> <p>6 閣僚宣言の採択 現代の暴力犯罪に直面する警察の課題について、参加閣僚等の討議の結果を踏まえた閣僚宣言を採択。</p> <p>7 二国間会談の実施 イタリア内務大臣、フランス内務大臣、米国司法副長官とそれぞれ会談し、組織犯罪対策、サイバー犯罪対策等について意見交換。</p>		

1 概要

平成21年10月以降、より合理的な交通規制のための点検、見直しを実施しているところ、推進状況は以下のとおり。

2 平成21年度から23年度までの集中期間における実施結果（別紙）

- (1) 一般道路における最高速度規制  
6,084区間（12,717km）中、2,219区間（4,046km）を見直し
- (2) 駐車規制  
732箇所中、409箇所を見直し
- (3) 信号制御  
7,258箇所中、7,094箇所を見直し

3 平成24年度上半期における実施状況（平成24年9月末現在）

平成24年度は、重点的に見直しの対象とする交通規制を特定して実施中のところ、それぞれの推進状況は以下のとおり。

- (1) 一般道路における最高速度規制  
片側2車線以上の道路における50km/h以下の速度規制を法定速度化

	50km/h規制	40km/h以下の規制	合計
対象数	2,810区間 (7,078km)	1,399区間 (2,006km)	4,209区間 (9,085km)
点検済み数	1,867区間 (5,957km)	859区間 (1,403km)	2,726区間 (7,360km)
平成24年度実施予定数	238区間 (558km)	29区間 (22km)	267区間 (579km)
うち上半期実施済み数	18区間 (31km)	1区間 (0.2km)	19区間 (31km)

(2) 駐車規制

利用実績の低調なパーキング・メーター、パーキング・チケット\*の撤去

	パーキング・メーター	パーキング・チケット	
対象数	5,587基	364基	2,587枠
平成24年度実施予定数	264基	21基	132枠
うち上半期実施済み数	43基	7基	56枠

\* 日交通量1万台以上の道路上で平均利用率3台/日未満のもの、及び平均利用率2台/日未満のもの

(3) 信号制御

歩行者等の待ち時間の短縮

	押ボタン信号		狭幅員従道路
	黄色点減待機秒数 5秒超 → 5秒以下	青色待機秒数 2秒超 → 2秒以下	従道路横断待ち時間 1サイクル20%以上 → 20%未満
対象数	2,258基	9,895基	4,990基
平成24年度実施予定数	1,770基	6,561基	405基
うち上半期実施済み数	1,144基	3,637基	17基

4 今後の予定等

引き続き上記見直しを推進し、道路交通環境の改善を一層推進する。

(※ 別紙省略)